

佐世保市成年後見制度利用支援事業に係る助成制度について

令和2年4月1日

助成項目	対象者	対象とする費用	助成額	申請方法
申立費用助成	次の <u>いずれかに該当する</u> 申立人 ◇生活保護受給者又はこれに準ずる程度に困窮している者 ◇市民税非課税で資産が少ない者	◆申立手数料 ◆登記手数料 ◆家裁での通信費 ◆診断書作成手数料 ◆鑑定費用	⇒実費 ⇒実費 ⇒実費 ⇒実費(上限6千円) ⇒実費(上限5万円)	申立人が、審判確定の日から90日以内に以下の書類を添えて申請 ◆審判謄本の写し ◆審判確定の書類 ◆審判に要した費用がわかる書類 ◆生活保護受給を証する書類(生保の方) ◆預貯金通帳の写し(生保以外の方) ◆市民税非課税の証明(生保以外の方)
後見人等報酬助成	次の <u>いずれにも該当する</u> 被後見人等 ◆被後見人等の財産から報酬付与の審判を受けている者 ◆被後見人等が生活保護受給者又はこれに準ずる程度に困窮している者又は被後見人等が市民税非課税で資産が少ない者 ◆後見人等が親族でない者 ◆他の公的機関から報酬助成を受けていない者	後見人・保佐人・補助人・監督人に支払う平成30年4月1日以後の期間の職務に対する報酬額	◆施設入所者 月1万8千円を上限 ◆施設入所者以外 月2万8千円を上限 ※後見人等の入所期間の状況等により報酬額の上限が変わります。また、死亡の場合は、遺留資産を差し引きます。	後見人等が、報酬付与の審判決定の日から90日以内に以下の書類を添えて申請 ◆報酬付与の審判謄本の写し ◆後見等事務報告書の写し

資産が少ない者：現金及び預貯金から申立費用又は後見人等報酬費用を控除した残りが50万円以下で、他に活用できる資産がない者。